

国民健康保険課よりお知らせ



ご存じですか？



リフィル処方箋

リフィル処方箋とは、慢性疾患など症状が安定している患者について、医師の判断により医師および薬剤師の適切な連携のもと、一定期間内であれば最大3回まで繰り返し使用することができる処方箋のことです。医師の診察を受けなくても複数回薬をうけとれるため、診療に係る時間や待ち時間の削減だけでなく、みなさまの自己負担の軽減と国保医療費の削減にもつながります。

留意点

- ・投薬量に制限のある医薬品や湿布薬には利用できません。
- ・リフィル処方箋を使用している間は、医師の診察なしで薬を受け取るため症状の変化などに気づきやすいよう、かかりつけ薬局を決めて、服薬状況や健康状態を管理してもらうことをお勧めします。

セルフメディケーション

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。普段からしっかりと体調管理をして、体調が良くないときは症状に合わせて、薬局で薬剤師に相談のうえで市販薬を購入して対処するか、医療機関で受診のかなどを判断しましょう。医療機関に適正にかかることで医療費の節約につながります。



産前産後期間相当分(4カ月分)の国民健康保険税が減免されます！

対象となる方

令和5年11月以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者(以下「出産被保険者」といいます)の方で、妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます)



国民健康保険税の減免方法

受付及び申請に必要な書類

▶受付開始

令和6年1月4日より

(※出産予定日の6カ月前から届出ができます)

▶申請に必要な書類

- ①届出書
 - ②母子健康手帳等
 - ③申請者の身分確認書類(免許証など)
 - ④委任状(別世帯の方が申請する場合は、世帯主の委任状)
- ※①届出書と④委任状は、HPよりダウンロードできます。

その年度に納める出産被保険者に係る国民健康保険税(以下「保険税」といいます)の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます)相当分が減額されます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後
単胎の方			出産月(予定月)		
多胎の方			出産月(予定月)		

※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税の所得割額および均等割額が減額されます。

	令和5年9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
(例)			出産月			

- ▶保険税減額の決定通知書等は、世帯主(納付義務者)宛に届きます。
- ▶賦課(課税)限度額を超える世帯については、減免にならない場合があります。



届出・お問い合わせ：国民健康保険課 保険税係 ☎893-4426